

動薬協会発 336 号

平成23年11月25日

社団法人日本動物用医薬品協会

会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会

理事長 岡本 雄平

(公印省略)

飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より通知がありましたのでお知らせします。



23消安第4126号
平成23年11月17日

社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

このことについて、別添のとおり通知したので、御了知の上、貴団体傘下の
会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



写

23消安第4126号

平成23年11月17日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米（以下「稲わら等」という。）における農薬の残留基準については、「飼料の有害物質の指導基準の制定について（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）」において指導基準として設定されております。

今般、稲わら等における農薬の残留実態等について新たな試験結果が集積されたことから、指導基準を追加することとし、当該通知を別紙のとおり改正します。

つきましては、本改正内容について、貴管下関係者に対し周知していただきますよう宜しくお願いします。

(別紙)

「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)新旧対照表

改正後				改正前			
別紙				別紙			
単位: ppm				単位: ppm			
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	[略]			農薬	[略]		
	クロチアニジン	稲わら 稲発酵粗飼料	2 1		クロチアニジン	稲わら 稲発酵粗飼料	2 1
	クロマフェノジド	稲わら 籾米	5 3		[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	フェントエート	稲わら 稲発酵粗飼料 籾米	2 1 0.7		フェントエート	稲わら 稲発酵粗飼料	2 1
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	マラチオン	稲わら 籾米	0.2 2		マラチオン	稲わら	0.2
	メトキシフェノジド	稲わら 稲発酵粗飼料 籾米	5 2 2		メトキシフェノジド	稲わら 稲発酵粗飼料	5 2
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	オキシリニック酸	稲わら 稲発酵粗飼料 籾米	10 0.1 3		オキシリニック酸	稲わら 稲発酵粗飼料	10 0.1
	オリサストロビン	稲わら 籾米	5 1		[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	チウラム	稲わら 稲発酵粗飼料	0.04 0.02		チウラム	稲わら 稲発酵粗飼料	0.04 0.02
	カルプロパミド	稲わら	3				

	稲発酵粗飼料	0.7
[略]	[略]	[略]
プロベナゾール	稲わら	3
[略]	稲発酵粗飼料	0.7
メプロニル	[略]	[略]
	稲わら	25
	籾米	7
2,4-D	稲わら	1
MCPA	稲わら	2
オキサジクロメホン	稲わら	0.3
	稲発酵粗飼料	0.1
[略]	[略]	[略]
シハロホップブチル	稲わら	2
	稲発酵粗飼料	0.1
	籾米	2
ジメタメトリン	稲わら	0.2
[略]	[略]	[略]
ハロスルフロンメチル	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.1
ピリミノバックメチル	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.1
プロモブチド	稲わら	2
ペノキススラム	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.1
	籾米	0.1
[略]	[略]	[略]
ペンディメタリン	稲わら	0.02
ベンゾフェナップ	稲わら	0.7
モリネート	稲わら	0.3
[略]		

注：[略]

[略]	[略]	[略]
プロベナゾール	稲わら	3
[略]	[略]	[略]
メプロニル	稲わら	25
	稲わら	1
2,4-D		
[略]	[略]	[略]
シハロホップブチル	稲わら	2
	稲発酵粗飼料	0.1
	籾米	2
[略]	稲わら	0.2
ハロスルフロンメチル	稲発酵粗飼料	0.1
[略]	[略]	[略]
ペンディメタリン	稲わら	0.02
モリネート	稲わら	0.3
[略]		

注：[略]

写

23消安第4126号

平成23年11月17日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米（以下「稲わら等」という。）における農薬の残留基準については、「飼料の有害物質の指導基準の制定について（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）」において指導基準として設定されております。

今般、稲わら等における農薬の残留実態等について新たな試験結果が集積されたことから、指導基準を追加することとし、当該通知を別紙のとおり改正します。

つきましては、本改正内容について、貴管下関係者に対し周知していただきますよう宜しくお願いします。